

## 5 資料

### 〇〇職業能力開発施設能力開発セミナー等教材作成委員会（仮称）運営要綱（案）

#### 1 目的

職業能力開発施設における全国の職業訓練指導員が教材情報を共有化し、職業訓練に必要な教材情報の臨機応変な提供と組織的な職業訓練用教材の普及を図ることができるように、また、事業主団体等の職業能力開発に係る要望に迅速な対応ができるように生涯職業能力開発体系に基づく能力開発セミナー等の教材情報の整備を図ることにより、職業能力開発業務を支援することを目的として、〇〇職業能力開発施設に〇〇職業能力開発施設能力開発セミナー等教材作成委員会（以下「教材作成委員会」という。）を設置する。

#### 2 構成

教材作成委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 開発援助課長または調査役等
- (2) 各系の兼任企画員
- (3) その他教材作成委員会が必要とする者

#### 3 運営

- (1) 委員会は、座長が召集する。
- (2) 座長は、開発援助課長または調査役等がこれに当たる。
- (3) 座長は、検討結果を施設長に報告する。
- (4) 委員会は、原則として、別に定める「年間計画」に従って開催するものとし、必要に応じ臨時の委員会を開催することができるものとする。

#### 4 協議

委員会は、別に定める「教材作成実施要領」に従い、施設に保有の教材等を目的の趣旨に沿った教材情報として取りまとめ、内容等の確認、精査等の作業を通して、効果的な教材整備について協議する。

#### 5 庶務

委員会の庶務は、開発援助課係長、専任企画員または課員がこれに当たる。

#### 6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、施設長が別に定める。

#### 7 附則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から実施する。